

第 20 回大和川流域委員会 議事録

開催日時：平成 23 年 3 月 15 日(火)9:30～12:30

場所：大阪市中央体育館 大会議室

委員出欠数：出席 14 名、欠席 3 名（伊藤委員、千田委員、和田委員）

1. 議事経緯

(1) 第 19 大和川流域委員会審議報告

第 19 大和川流域委員会審議報告がなされた。

(2) 河川整備計画のスケジュールについて

到着が遅れている委員の方々がおられることから、庶務より議事の順番入れ替えの提案が行われた。委員会で了承され、「議事(3)河川整備計画のスケジュール」を 2 番目の議題とすることとし、河川管理者より説明がなされた。主な意見および審議内容は以下のとおり。(○：委員発言、→：河川管理者発言)

- 高規格堤防について委員会で審議した結果、整備計画原案（たたき台）に高規格堤防の整備を行うという記述がされている。政治の判断で高規格堤防の廃止という結論を出すことは、疑問に思っている。延期という表現が妥当と思われるが、管理者の考えはどうか。
→ 高規格堤防の効果そのものが否定されたのではなく、財政等のさまざまな観点から見直しを行う事業仕分けの結果を踏まえて事業スキームを見直すということから高規格堤防の見直しに関する検討会(以下、検討会という)が始まられている。検討会の状況が明らかになつた時点で流域委員会に説明させていただく。高規格堤防は、必要な事業として計画し進めてきたので、これまでの経緯を考えると非常に心苦しいが、大きな政策の流れの中で事業廃止という検討がなされている。これまでの流域委員会の議論も尊重しながら、地元の意見、検討会の結果を踏まえて整備計画の案および高規格堤防整備事業の進め方を考えていきたい。現時点で説明できるのは、国土交通省の方針として事業スキームの抜本的な見直しを行うということだけで、検討会の着地点がどうなるか予断を持って発言できない。
- 公聴会のスケジュールが示されているが、住民意見聴取のチラシや概要版をいつ出す予定か。
→ 本日の河川整備計画原案（たたき台）の意見も反映して、公聴会までに住民意見聴取のチラシや概要版を用意する必要があると考えている。第 22 回流域委員会を公聴会の前に開催予定なので遅くともその時点には固めておきたい。したがって、第 21 回流域委員会で再度見ていただきたいと考えている。
- 高規格堤防事業は、いろいろな利害が絡まっているので公聴会までに一定の結論を出して説明できるようにするのか。
○ このスケジュールによると、検討会の最終とりまとめが 7 月頃の予定なので、その後に第 22 回流域委員会を開催していただき、状況を把握したうえで考えていきたい。
- 検討会の方針を踏まえて第 22 回流域委員会を開催することになる。検討会の結論が出ない中で河川整備計画原案の策定は難しい。万が一、検討会の結論が 7 月より延びることになると流域委員会のスケジュールも若干延びることになる。

- 今回東北で起きた津波が、淀川や大和川の河口で起きるのであれば早急に高規格堤防が必要でないか。何かあったときに想定外で終わってしまっては住民も大変なことになる。事業仕分けで廃止になったから、事業をやめるというのであれば、住民が納得できる資料を早く出す必要がある。
- 高規格堤防について必要なところからやっているというよりは、やりやすいところからやっている状況が窺える。流域委員会として検討会に意見具申するかどうか議事を諮ってもらいたい。
- 高規格堤防の整備は大和川に限ったことではなく、多くの河川で行われているが、検討会においてもその辺の事情を踏まえて検討されると思っている。
- 高規格堤防は、これまで受け身的なやり方であるので、積極的にやれるところはやっていくというスタンスを見せていく必要がある。「本当に必要であるということが分かりにくい」といったことを、意見として検討会で言っておく。高規格堤防事業のコストベネフィットを評価する方法を中心に、高規格堤防事業のあり方を議論するようになるとを考えている。

(3) 大和川の正常流量の検討に関する意見等について

委員から大和川の正常流量の検討に関する質問・意見等が事前に提出されており、河川管理者より意見等に対する説明がなされた。主な意見および審議内容は以下のとおり。(○：委員発言，→：河川管理者発言)

- 資料 2-1 の P19 の上に区間 A, B, C と下に区間 1, 2, 3, 4 とアルファベットと数字が混在した図が示されているがその意味は何か。
→ アルファベットの区間は、縦断的にいろいろな区間を分けて検討しているという模式的に表現したもので、実際の大和川の区間を表しているのが数字の区間である。
- 資料 2-1 の P19 の上のフレームの青色点線と実線の区別はどういう意味があるのか。
→ 青色点線は、10 分の 1 渴水流量相当の流況を再現した水収支縦断を表わしたものである。青色実線は、青色点線の水収支縦断を維持流量のクリティカルポイントを通過するように合わせたものであり、基準地点における正常流量の目標値の検証方法を説明した図である。
- 正常流量の設定について他の委員が納得しているのであれば結構である。しかし、基本方針の正常流量の設定についての文案が、業者の報告書と同じ内容で記述されていることはあまり好ましくないのではないか。
→ 業務報告書に記載してある基本方針の正常流量の書きぶりは、もともと過去の河川整備基本方針をひな型としている。当然、委託業者と打ち合わせをしながら作成したものであり、報告書には、最終のきっちとしたものを(案)として記載している。
- 基準渴水流量 $2.87\text{m}^3/\text{s}$ と流域別下水道整備総合計画（以下、流総計画）出ている渴水流量 $5.5\text{m}^3/\text{s}$ の 2 つの数値が出ているが、大和川では問題にならないかもしれないが、他の河川ではダムをつくるときに不特定容量の決定に必要になる数値である。全国の河川では、この不特定容量が疑問点として指摘されている。河川管理者として不特定容量に影響するこの 2 つの数値の違いはどう考えているのか。
→ 資料 2-1 の P4 に記載している 10 分の 1 渴水流量 $2.87\text{m}^3/\text{s}$ と正常流量の検討資料(以下、

検討資料)のP4-62の渇水流量 $5.5\text{m}^3/\text{s}$ の差異の指摘であるが、 $5.5\text{m}^3/\text{s}$ という数値は、流水の清潔の保持の観点からの必要流量を計算する際に渇水時の浄化残率の計算に用いた流量のことであり、流総計画も参考にしながら10分の1渇水流量でなく渇水時の流量の平均値を用いることにしたものである。

- 動植物の生息・生育地の保護から代表魚種としてニゴイが選定されていることに異論はないが、わざわざ大きな魚をさらに大きくして流量を膨らませる必要があるのかが分からぬ。また、資料2-1のP11の大事な流量を決めるところのH-Q曲線に $5\text{m}^3/\text{s}$ 前後の実測値がないが、これだけ長い期間流域委員会をやっているので、その間に実測値をとって精査することはできたのではないか。また、検討資料のP4-42に景観からの必要量の算出として $2\text{m}^3/\text{s}$, $3\text{m}^3/\text{s}$ に実測値のプロットが入っている。
→ 検討資料のP4-42の図中のプロットは、実測値を示したものでなく、河川景観に関する水量感アンケート結果をプロットしたものである。
- 検討資料のP4-42の図の横軸 $4\text{m}^3/\text{s}$ と縦軸62.5%ぐらいのところにプロットがあるが、これは、 $4\text{m}^3/\text{s}$ あれば景観上よいと思う人が62.5%いることを意味するものか。
→ そういうことである。

(4) 大和川水系河川整備計画原案(たたき台)について

河川管理者より、大和川水系河川整備計画原案(たたき台)について前回委員会以降の委員からの意見を踏まえ、修正した点を中心に説明がなされた。また、庶務より流域委員会後も意見・質問を5月初旬まで受け付ける旨が説明された。主な意見および審議内容は以下のとおり。(○:委員発言, →:河川管理者発言)

- 資料4-1のP13/17のNo145にBOD値の年が記載されているが、2008年は誤りで2009年が正しい。また、2010年の速報として年平均BOD 2.8mg/L (75%値 3.0mg/L)という数字が発表されているが、大和川の水質が良くなると定期預金の利率を上げる金融機関の営業に影響するなど非常に社会的な規定力を持つ数値である。速報とはどういう扱いなのか。また、整備計画には、この数値を反映しないのか。
→これまで全国の順位が夏に発表されていたが、それに先んじて大和川の数値だけを発表するところが速報的な意味合いとして伝わっているが、数値は確定値である。また、整備計画原案には直近値を反映する。
- 基本高水を考える際の飽和雨量について、新聞記事に「森林の保水力改変」という見出しが最近話題になっている。山の伐採が行われず保水力が弱まっているという新聞記事もあり、大和川流域でも香具山が荒れて竹が相当山頂近くまでせり上がりしている状況が報道されていた。大和川の保水力を算定する関数は、直近のものを使用し、信用してよい数値なのか。また、山の荒れの問題についてどう考えるのか。
→大和川水系の河川整備基本方針では、工事実施基本計画のモデルではなく、河川整備基本方針を策定した平成20年度に新しいモデルをつくっている。また、古いデータだけでモデルを同定しているのではなく、昭和28年から平成19年までの比較的規模の大きい洪水を対象に、洪水が再現できるかを検証し、モデルの同定を行っている。その結果は資料4-2のP2の図であり、実績流量のピークを再現している。

- 資料 4-4 の P1-18～1-19 の自然環境の特徴で動物の写真を入れているが、他にも写真提供できるので、親しみやすいサワガニやウナギ、セイタカヨシなどのみんなが親しみやすい写真を追加したほうがよい。また、資料 4-4 の P2-7 に外来種を記載しているが、ここにも一般の方がわかりやすいように、例えばアレチウリやウシガエル、アメリカザリガニといった写真を追加したほうがよい。
→紙面の制約もあるが、ぜひ記載したい。
- 大和川の一番のネックは亀の瀬であると思っており、流域委員会で 8 年間討議した結果が、結局「亀の瀬はさわらない」の一言で終わってしまっては今までに流域委員会で十分に討議してきた価値がない。地域住民が納得できるように、目玉（キャッチフレーズ）などで、「亀の瀬はさわらないが河川全体で治水を分担した」ということがわかる資料になるようにお願いしたい。
- 資料 4-4 の P3-6 亀の瀬地滑り対策はバイパス案が必要とずっと主張してきた。現在の記述で、30 年間の整備計画では開削は行わないがバイパス案が必要になるので検討を進めるという記述であると理解している。
→ 資料 4-4 の P4-26 にも亀の瀬狭窄部について記述しているが、その前段の P3-5 の洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標の項目に力を込めて記述しており、亀の瀬の開削をしなくとも、洪水調節施設等の整備により中流部の対策を進めるとしている。文章では伝わりにくいこともあるので、公聴会等ではそのポイントがわかるように概要版を作成し説明していきたい。また、現時点では亀の瀬バイパス案等に対する進め方については、検討委員会のような具体的なアイデアを持っていないが、今後の検討の中で対応していくことになる。
- 亀の瀬の問題は流域委員会として整備計画原案の中にどのように位置づけるのか。
- 流域委員会は、亀の瀬の問題について資料 4-4 の P3-6 の文言で了承していると思っている。将来どう考えるかは、今後の話であり整備計画原案でどこまで書き込めるかは事務局で検討いただきたい。
- 資料 4-4 の P4-1 から具体的な整備に関する項目を記述しているが、抽象的な文言が多く具体的に記述しないと、イメージしにくい。整備計画の 30 年間でどういうことをやるのか、亀の瀬も含めて具体的に中身がわかるような整備シートを出していただきたい。また、奈良県の岩井川ダム計画時に、長期の計画にあわせてつくり、その長期計画とは大和川の整備計画が出来上がった時点だと説明を受けている。奈良県の河川整備計画との関係をもう一度再チェックしていただきたい。
- 奈良県との調整は、整備計画の中に詳しく出てこないが、当然十分進められていると理解している。
→ 支川の整備計画は支川の管理者が定めることになっているが、整備局と協議しながらやっているので、当然本川と支川のバランスをとった観点から検討がなされている。前々回の委員会でも岩井川の説明等をしており、支川の計画が本川とも問題がないことを説明させていただいた。
- 高規格堤防事業の廃止を受けて流域委員会では、高規格堤防はどう位置づけをするのか。事業として一定の効果があるのは認めるが、200 年かかるものを 30 年間の整備計画にど

- のように位置づけるかが難しい。
- 高規格堤防については、前段の議事でも話したように検討会の結果ができるまでは流域委員会で議論することは難しい。
 - 前段の議事で説明したとおり、事業スキームの抜本的な見直しということで、検討会では廃止、継続または絞り込む等、そのあたりも含めて幅広に議論がされると聞いている。ある程度の方針が出てきたら、流域委員会にそのあたりの考え方も含めて説明させていただく。
 - 先日の東北大地震により、資料 4-4 の P4-26 の高潮対策は、関心が集まると思う。この中に暫定堤防と完成済みの二つの言葉が出ているが、暫定堤防の意味を説明していただいた上で、これでいいかどうか検討してみる必要があるのではないか。
 - 暫定堤防は、専門用語なので注釈をいれてもらいたい。
 - 暫定堤防については、わかりやすく再整理をさせていただく。
 - 資料 4-4 の P4-12 の耐震対策について河口部のみが記載されているが、例えば瓜破地区の堤防はモグラによってブスブスになっていると言われている。どのくらいの精度で点検しているかを理解していないが、耐震対策は単に河口だけの問題ではない。点検をきちんとすることを打ち出して、住民の不安を解消する必要がある。
 - 資料 4-4 の P4-22 に堤防の維持管理という項目があり、堤防や河道の変状や施設の老朽化の状況等を適切に把握すると記載しており、モグラ穴等についても強い問題意識を持っておりきちんと対応していく考えである。

(5) その他

小松委員から大和川市民ネットワークの活動について情報提供として資料が配布された。

2. その他

- ・一般傍聴からの意見は特になし。

以上